

井原市総合事業訪問介護実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、井原市総合事業訪問介護の実施について、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法、省令及び基準の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合事業訪問介護 省令第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号）第3条に規定する指定相当訪問型サービスをいう。
- (2) 指定事業者 法第115条の45の5に規定する指定事業者のうち、市長が別に定める基準により、総合事業訪問介護を適切に提供できる事業所として指定した事業者をいう。
- (3) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる事業の費用に係る対価をいう。
- (4) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (5) 地域包括支援センター等 法第115条の46に規定する地域包括支援センター及び地域包括支援センターからの委託により介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を実施する居宅介護支援事業者をいう。
- (6) ケアプラン 介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメントにおいて作成される計画をいう。
- (7) 業対象者 第1号被保険者のうち、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める様式第1の質問項目の回答が同基準に定める様式第2に掲げる基準のいずれかに該当する者をいう。
- (8) 訪問型サービス費 指定事業者が、総合事業訪問介護のうち、事業対象者、要支援1認定者及び要支援2認定者に提供した月単位のサービス単位をいう。

(一般原則)

第3条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに

に、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定事業者は、総合事業訪問介護を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

5 指定事業者は、法人でなければならない。

(基本方針)

第4条 総合事業訪問介護は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持又は回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(事業内容)

第5条 総合事業訪問介護の事業内容は、訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）に規定するもののうち、適切な介護予防ケアマネジメントに基づき、市長が必要と認めるものとする。

(利用回数及び利用時間)

第6条 総合事業訪問介護の利用回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数を目安とし、地域包括支援センター等が実施する介護予防ケアマネジメントに基づき決定する。

(1) 事業対象者及び要支援1認定者 1週につき1回から2回程度

(2) 要支援2認定者 1週につき1回から3回程度

2 利用時間は、1回の利用につき、原則60分以内とする。

(費用の額)

第7条 総合事業訪問介護に要する費用（以下「サービス事業費」という。）の額は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）に定める方法により算出した単価に、別表左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる単位数を乗じて算定するものとする。

2 前項のサービス事業費の算定に当たっては、省令第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）及び省令第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和3年3月19日老認発0319第3号）の例によるものとする。

(訪問介護員等の員数)

第8条 指定事業者が総合事業訪問介護を行う事業所（以下「サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（総合事業訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。）の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

2 指定事業者は、サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、総合事業訪問介護と指定訪

問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における総合事業訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受けるときは、推定数によるものとする。
- 4 第2項に規定するサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら総合事業訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する総合事業訪問介護の提供に支障がないと市長が認めるときは、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（井原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年井原市条例第37号）第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（同条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置しているサービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに、1人以上とすることができる。
- 6 指定事業者が、指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、総合事業訪問介護と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されているときは、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第9条 指定事業者は、サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、サービス事業所の管理上支障がないと市長が認めるときは、当該サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（設備、備品等）

第10条 指定事業者は、サービス事業所に事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、総合事業訪問介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 指定事業者が、指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、総合事業訪問介護と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されているときは、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第11条 指定事業者は、総合事業訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族（以下「利用申込者等」という。）に対し、第30条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要

事項を記した文書を交付して説明を行い、当該総合事業訪問介護の提供の開始について利用申込者等の同意を得なければならない。

- 2 指定事業者は、利用申込者等から申出があったときは、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者等の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者等の閲覧に供し、当該利用申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（利用申込者等が電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をするときは、指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者等がファイルへ記録を出力することにより、文書を作成することができるものでなければならない。

- 4 指定事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者等に対し、次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定事業者が使用するもの

(2) ファイルの記録方式

- 5 前項の規定による承諾を得た指定事業者は、当該利用申込者等から文書又は電磁的方法により、第1項に規定する重要事項の電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者等に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によって行ってはならない。ただし、当該利用申込者等が再び前項の規定による承諾をしたときは、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第12条 指定事業者は、正当な理由なく総合事業訪問介護の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第13条 指定事業者は、当該サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該サービス事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）を勘案し、利用申込者に対し自ら適切

なサービスを提供することが困難であると認めるときは、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等への連絡、適当な他の指定事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第14条 指定事業者は、総合事業訪問介護の提供を求められたときは、その者の提示する被保険者証及び負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者の認定（以下「要支援認定等」という。）の有無、要支援認定の有効期間及び負担割合を確かめるものとする。

2 指定事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、総合事業訪問介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の手続に係る援助)

第15条 指定事業者は、総合事業訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていないときは、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに要支援認定等の手続が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定事業者は、利用者に対して介護予防ケアマネジメントが行われていない場合であっても、必要と認めるときは、当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する遅くとも30日前には要支援認定の更新手続がされるように、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第16条 指定事業者は、総合事業訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境その他保健医療サービス、福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第17条 指定事業者は、総合事業訪問介護の提供に当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定事業者は、総合事業訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）に対して適切な指導を行い、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報を提供するとともに、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(ケアプランに沿ったサービスの提供)

第18条 指定事業者は、当該利用者に対してケアプランが作成されているときは、当該ケアプランに沿った総合事業訪問介護を提供しなければならない。

(ケアプランの変更の援助)

第19条 指定事業者は、利用者がケアプランの変更を希望するときは、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第20条 指定事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者等から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第21条 指定事業者は、総合事業訪問介護を提供したときは、当該総合事業訪問介護の提供日及び内容、当該総合事業訪問介護について支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者のケアプランを記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定事業者は、総合事業訪問介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第22条 指定事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできる総合事業訪問介護を提供した際は、当該利用者から利用料の一部として、当該総合事業訪問介護に係る第1号事業支給費基準額（法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより市が算定した費用の額（その額が現に当該総合事業訪問介護に要した費用の額を超えるときは、当該総合事業訪問介護に要した額とする。）をいう。以下同じ。）から当該指定事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定事業者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできない総合事業訪問介護を提供した際に当該利用者から支払を受ける利用料の額と、総合事業訪問介護に係る第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において総合事業訪問介護を行うときは、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者等に対して当該サービス内容及び費用の説明を行い、利用者等の同意を得なければならない。

(基本取扱方針)

第23条 総合事業訪問介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定事業者は、自らその提供する総合事業訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定事業者は、総合事業訪問介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して、サービスの提供に当たらなければならない。

4 指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定事業者は、総合事業訪問介護の提供に当たり、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が第5条に規定する事業に主体的に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(具体的取扱方針)

第24条 総合事業訪問介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 総合事業訪問介護の提供に当たり、サービス提供責任者は、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
 - (2) サービス提供責任者は、利用者の前号の規定により把握した日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、総合事業訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービス計画（以下「訪問型サービス計画」という。）を作成するものとする。
 - (3) サービス提供責任者は、訪問型サービス計画の作成に当たっては、当該利用者に対して既にケアプランが作成されているときは、当該ケアプランの内容に沿って作成しなければならない。
 - (4) サービス提供責任者は、訪問型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者等に対して説明し、利用者等の同意を得なければならない。
 - (5) サービス提供責任者は、訪問型サービス計画を作成したときは、当該訪問型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
 - (6) 総合事業訪問介護の提供に当たり、サービス提供責任者は、訪問型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
 - (7) 総合事業訪問介護の提供に当たり、サービス提供責任者は、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等に対してサービスの提供方法について理解しやすい説明を行わなければならない。
 - (8) 総合事業訪問介護の提供に当たり、サービス提供責任者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
 - (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
 - (10) 総合事業訪問介護の提供に当たり、サービス提供責任者は、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
 - (11) サービス提供責任者は、訪問型サービス計画に基づくサービスの提供を開始した後、少なくとも1月に1回、当該訪問型サービス計画に係る利用者の状態及び当該利用者に対するサービスの提供状況について、当該サービスの提供に係るケアプランを作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該訪問型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するときまでに、少なくとも1回は、当該訪問型サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。
 - (12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係るケアプランを作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。
 - (13) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービス計画の変更を行うものとする。
- 2 前項第1号から第12号までの規定は、同項第13号に規定する訪問型サービス計画の変更について準用する。

(提供に当たっての留意点)

第25条 指定事業者は、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次の事項に留意しながら総合事業訪問介護の提供を行わなければならない。

- (1) 指定事業者は、地域包括支援センター等におけるアセスメントにおいて把握された課題及び総合事業訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族及び地域住民による自主的な取組等による支援並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用の可能性についても考慮すること。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第26条 指定事業者は、利用者が訪問介護員等の同居の家族であるときは、当該訪問介護員等に当該利用者に対する総合事業訪問介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第27条 指定事業者は、総合事業訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに総合事業訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態となったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって総合事業訪問介護の提供を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時の対応)

第28条 訪問介護員等は、現に総合事業訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要と認められる場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第29条 サービス事業所の管理者は、当該サービス事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 サービス事業所の管理者は、当該サービス事業所の従業者にこの要綱の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第26条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 総合事業訪問介護の利用の申込みに係る調整を行うこと。
- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) 地域包括支援センター等に対し、総合事業訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- (4) サービス担当者会議への出席等により、地域包括支援センター等と連携を図ること。
- (5) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

- (8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第30条 指定事業者は、サービス事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 総合事業訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第31条 指定事業者は、総合事業訪問介護の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保)

第32条 指定事業者は、利用者に対し適切な総合事業訪問介護を提供できるよう、サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務体制を定めなければならない。

- 2 指定事業者は、サービス事業所ごとに、当該サービス事業所の訪問介護員等によって総合事業訪問介護を提供しなければならない。
- 3 指定事業者は、訪問介護員等の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定事業者は、適切な総合事業訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する総合事業訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第33条 指定事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定事業者は、サービス事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定事業者は、当該サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第34条 指定事業者は、サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持)

第35条 サービス事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。

2 指定事業者は、当該サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いるときは当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いるときは当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第36条 指定事業者は、サービス事業所について広告をするときは、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第36条の2 指定事業者は、ケアプランの作成又は変更に関し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等（法第115条の4第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプラン等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第37条 指定事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第38条 指定事業者は、提供した総合事業訪問介護に係る利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定事業者は、提供した総合事業訪問介護に関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じなければならない。

4 指定事業者は、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定事業者は、市から求めがあったときは、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

6 指定事業者は、提供した総合事業訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定事業者は、国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第39条 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した総合事業訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定事業者は、サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して総合事業訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても総合事業訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第40条 指定事業者は、利用者に対する総合事業訪問介護の提供により事故が発生したときは、市、当該利用者の家族及び当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定事業者は、利用者に対する総合事業訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(虐待の防止)

第40条の2 指定事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第41条 指定事業者は、サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、総合事業訪問介護の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第42条 指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定事業者は、次に掲げる利用者に対する総合事業訪問介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 訪問型サービス計画
- (2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第27条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第43条 指定事業者は、総合事業訪問介護の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に総合事業訪問介護を受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 指定事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内に総合事業訪問介護を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該総合事業訪問介護に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、地域包括支援センター等、他の指定事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(電磁的記録等)

第44条 指定事業者及び総合事業訪問介護の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第13条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定事業者及び総合事業訪問介護の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第45条 この要綱に定めるもののほか、総合事業訪問介護の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年井原市告示第107号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、同日以降に実施する総合事業訪問介護について、適用する。

附 則（令和3年井原市告示第50号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に実施する総合事業訪問介護について、適用する。

附 則（令和4年井原市告示第64号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に実施する総合事業訪問介護について、適用する。

附 則（令和4年井原市告示第134号）

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、同日以降に実施する総合事業訪問介護について、適用する。

附 則（令和5年井原市告示第133号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年井原市告示第46号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間、この要綱による改正後の井原市総合事業訪問介護実施要綱第34条第3項の規定の適用については、同項中「指定事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

附 則（令和6年井原市告示第79号）

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則（令和7年井原市告示第105号）

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年井原市告示第101号）

この要綱は令和8年6月1日から施行する。

別表（第7条関係）

項目	区分	単位数
1 訪問型サービス費Ⅰ	週1回程度のサービス	1月につき 1, 176
2 訪問型サービス費Ⅱ	週2回程度のサービス	1月につき 2, 349
3 訪問型サービス費Ⅲ	週2回を超える程度のサービス	1月につき 3, 727
4 初回加算	初回のみ	1月につき 200
5 生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月につき 100
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月につき 200
6 口腔連携強化加算		1回につき、 1月1回まで 50
7 介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ア	1から6までにより 算定した単位数の 1, 000分の270に相当する数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	1から6までにより 算定した単位数の 1, 000分の287に相当する数
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ア	1から6までにより 算定した単位数の 1, 000分の249に相当する数

	介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) イ	1 から 6 までにより 算定した単位数の 1, 0 0 0 分の 2 6 6 に相当する数
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	1 から 6 までにより 算定した単位数の 1, 0 0 0 分の 2 0 7 に相当する数
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	1 から 6 までにより 算定した単位数の 1, 0 0 0 分の 1 7 0 に相当する数

(単位数の特例等)

- (1) 1 から 3 までについて、介護保険法施行規則第 2 2 条の 2 3 項第 1 項に規定する生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合には、当該月において算定しない。
- (2) 1 から 3 までについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 1 0 0 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- (3) 1 から 3 までについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 1 0 0 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- (4) 1 から 3 までについて、訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問型サービス事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（訪問型サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 5 0 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は訪問型サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 2 0 人以上居住する建物（同一敷地内建物を除く。）に居住する利用者に対して、訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の 1 0 0 分の 9 0 に相当する単位数を算定し、訪問型サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 5 0 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、総合事業訪問介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 1 0 0 分の 8 5 に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する訪問型サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（訪問型サービス事業所における 1 月あたりの利用者が同一敷地内建物等に 5 0 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、総合事業訪問介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 1 0 0 分の 8 8 に相当する単位数を算定する。
- (5) 1 から 3 までについて、別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」

という。)により、市長に対し、厚生労働省老健局長(以下「老健局長」という。)が定める様式による届出を行った訪問型サービス事業所の訪問介護員等が訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- (6) 1から3までについて、別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用人数が5人以下であって、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問型サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事業所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- (7) 1から3までについて、訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて、訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- (8) 1から3までについて、利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス費は、算定しない。
- (9) 1から3までについて、利用者が第2条第1項の訪問型サービス事業所において訪問型サービスを受けている間は、当該訪問型サービス事業所以外の訪問型サービス事業所が訪問型サービスを行った場合に、訪問型サービス費は、算定しない。
- (10) 5の算定要件等については、次のとおりとする。

ア (I)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(以下「指定介護予防サービス基準」という。)第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。(II)において同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、当該訪問型サービス計画に基づく訪問型サービスを行ったときは、初回の当該訪問型サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

イ (II)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作

業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービス計画に基づく訪問型サービスを行ったときは、初回の当該訪問型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。

- (11) 6について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問型サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態を評価した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護予防支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業（法第115条の4第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回限り所定単位数を加算する。
- (12) 7（Ⅰ）から（Ⅳ）までについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問型サービス事業所が、利用者に対し、訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、7（Ⅰ）から（Ⅳ）までに掲げる単位数を1から6までにより算定した単位数に加算する。ただし、7（Ⅰ）から（Ⅳ）までに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、7（Ⅰ）から（Ⅳ）までに掲げるその他の加算は算定しない。
- (13) 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員等処遇改善加算は、支給限度額の管理の算定項目の対象外とする。
- (14) 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入する。
- (15) 6及び7の届出においては、この告示の適用の日前にこの告示による改正前の井原市総合事業訪問介護実施要綱により行われ、同日以後に市長に受理された届出については、この告示による改正後の井原市総合事業訪問介護実施要綱の規定により行われた届出とみなす。
- (16) 6及び7の届出においては、届出を受理すべき市長が、電子情報処理組織を使用する方法による届出の受理を完了するまでの間、事業者が当該市長に対して行う届出について適用しない。